

二級□
木造□

建築士免許申請書

〔記入注意〕 数字は、算用数字を用い、※欄は記入せず、□のある欄は該当する□の中に✓印を付けてください。

私は、

二級□
木造□

 建築士の免許を受けたいので、本籍の記載のある住民票の写しを添え、申請します。

私は、下記事項が真実で、かつ、正確であることを誓います。

年 月 日

愛媛県知事
愛媛県指定登録機関
公益社団法人愛媛県建築士会会長 様

氏 名

ふりがな 氏 名	生年月日		年 月 日生		写真 1 縦4.5cm、横3.5cmの写真の裏面に氏名及び撮影年月日を記入してのりで貼り付けてください。 2 貼付した写真は免許証に転写されます。
本 籍			性 別		
			男□ 女□		
現住所	〒 電話				
試 験	二級□ 建築士試験に合格した時期 年 木造□				
	合格年月日	年 月 日		合格番号	号
登録申請区分	1 学歴 □ 2 学歴 + 実務 □ 3 実務 □ 4 建築士法(昭和25年法律第202号)第4号第5項 □				
1 学歴により申請する場合のみ記入	学校名	学部名 学科名		入学・卒業 (修了)年月	
				年 月 入学 年 月 卒業(修了)	
				年 月 入学 年 月 卒業(修了)	
2 学歴+実務により申請する場合のみ記入	学校名	学部名 学科名		入学・卒業 (修了)年月	建築実務経験 期間の合計
				年 月 入学 年 月 卒業(修了)	年 月
				年 月 入学 年 月 卒業(修了)	
3 実務により申請する場合のみ記入	建築実務経験期間の合計				
	年 月				
4 建築士法第4条第5項により申請する場合のみ記入	免許名称	免許者名		免許の年月日	資格認定書の年月日
				年 月 日	年 月 日

欠 格 事 由	1 拘禁刑以上の刑に処せられたこと(刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)による改正前の刑法(明治40年法律第45号)第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。)がありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
	2 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときは、その罪及び刑 あるときは、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日 年 月 日
	3 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ あるときは、その日 年 月 日
	4 建築士法第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に建築士法第9条第1項第1号の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されたことがありますか。 ある ☐ ない ☐ 業務の停止の処分を受けたことがあるときは、その停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで
	5 精神の機能の障害により二級建築士又は木造建築士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態ですか。 はい ☐ いいえ ☐
※経由庁(機関)記載欄 ※登録機関記載欄	

払込受付証明書 貼付欄

※ここには原本を貼り付けてください。
 ※貼る前に必ずコピーを取り、保管しておいてください。

注、用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

円滑な登録実施のために必要となりますので、記入についてご協力ください。[愛媛県建築士会]

告示に基づく学歴等区分 (登録申請時)	□50 大学・短大・高専卒 40単位	□51 職能大(短大)卒 40単位	□52 大学・短大・高専・ 職能大等卒 30単位	□53 大学・短大・高専・ 職能大等卒 20単位
	□54 高校・中学卒 20単位	□55 高校・中学卒 15単位	□56 専修(高校卒) 2年以上 40単位	□57 専修(高校卒) 2年以上 30単位
	□58 専修(高校卒) 1年以上 20単位	□59 専修・職訓校(中学卒) 2年以上 15単位	□60 専修・職訓校(中学卒) 1年以上 10単位	□61 職訓校(高校卒) 3年以上 30単位
	□62 職訓校(高校卒) 1年以上 20単位	□63 職訓校(中学卒) 3年以上 20単位	□64 実務経験	□65 その他 (建築設備士等)

[愛媛県建築士会使用欄]

登録番号		登録年月日	年 月 日	受付番号	
------	--	-------	-------	------	--